

外国人労働者を雇用する事業主の皆さまへ

2023年秋ごろから外国人労働者を対象とした

外国人雇用 実態調査が始まります

2023年9月30日時点での状況をご回答ください

調査の概要

調査の対象

雇用保険被保険者5人以上で外国人労働者を1人以上雇用する事業所から抽出した約1万事業所とその事業所に雇用される外国人常用労働者（1事業所あたり最大10人）が対象となります。

調査の方法

調査は民間調査機関に委託し、調査票等の書類を調査対象事業所に郵送します。**インターネット**、または**郵送**でご回答ください。

労働者調査票は事業所調査票とまとめて事業所へ郵送するため、調査対象労働者へ調査票をお渡しください。なお、労働者調査は5か国語（**やさしい日本語、英語、中国語、ベトナム語、ポルトガル語**）で回答可能です。

主な調査事項

事業所調査

- 事業所の属性情報
事業内容、在留資格別常用労働者数など
- 雇用する労働者の属性情報、雇用状況
年齢、最終学歴、在留資格、雇用形態、就業形態、勤続年数、役職、職種、労働日数、労働時間、賃金など

労働者調査

- 労働者の属性情報
職種、在留資格、出生地、学歴、母語、日本語能力 など
- 労働者の入職経路
入職前居住地、入職経路、入国までに要した費用・期間など

など

外国人雇用実態調査について

外国人雇用実態調査とは

外国人労働者の雇用形態、賃金等の雇用管理の状況、入職経路や前職に関する事項等を調査するものです。

外国人労働者の雇用実態等を明らかにし、外国人雇用に関する施策の基礎資料とするために、統計法（平成19年法律第53号）に基づく一般統計調査として実施します。

初回となる今回は2023年秋頃実施予定で、2023年9月30日時点の状況をお尋ねします。

外国人労働者の状況

外国人労働者数は約182万人

日本で働く外国人労働者の数は、過去10年間で約3倍となるなど、急激に増えており、様々な分野で多様な技能を持つ外国人労働者が活躍しています。

そうした中、既存統計では把握できない外国人労働者の雇用管理や入職経路等の実態の把握が必要となっています。



出典：「外国人雇用状況の届出状況」（各年10月末現在）

事業者の皆さまへ

調査へのご理解、ご協力をお願いします。

調査で得た情報は、統計を作成するためだけに使用します。

税金の徴収や、労働局の指導など、統計以外の目的で使われることはありません。

お問い合わせ先

外国人雇用実態調査事務局
gai-koyojittai@mhlw.go.jp